

No.

介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業  
(介護予防訪問介護相当サービス)  
重要事項説明書

犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

## (愛知県指定 第2373400064号)

当事業所はご契約者（利用者）に対して介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 愛知県犬山市松本町四丁目21番地
- (3) 電話番号 0568-62-2508
- (4) 代表者氏名 会長 紀藤 秀夫
- (5) 設立年月日 昭和57年7月20日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 犬山市社会福祉協議会指定介護予防訪問介護事業所
- (2) 事業所の所在地 愛知県犬山市松本町四丁目21番地
- (3) 電話番号 0568-62-2050
- (4) 管理者 横井 史子
- (5) 開設年月日 平成18年4月1日
- (6) 事業の目的 介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）（以下・訪問介護相当サービスという。）は、介護保険法等法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

#### (7) 当事業所の運営方針

- ① 訪問介護相当サービス事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- ② 訪問介護相当サービス事業の実施手順に関する具体的な方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定訪問介護相当サービス支援事業者へ報告します。
- ③ 訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスに努めます。

(8) 通常の事業の実施地域 犬山市全域

(9) 営業日及び営業時間

営業日	12月29日から翌年1月3日を除く月曜から日曜日とする。 (ただし、12月29日から翌年1月3日についても利用者の要望により対応可能)
営業時間	午前7時から午後8時まで

### 3. 職員の体制

<主な職員の配置状況>

職 種	人 数
管理者	1人(サービス提供責任者と兼務)
サービス提供責任者	1人以上
訪問介護員	2.5人以上(常勤換算)

(令和5年7月1日現在)

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

<サービスの概要>

○身体介護 入浴・排せつ・食事・移動等の一部介助、見守り・通院・外出同行等の介助を行います。
○生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等、共に行います

☆サービスの実施頻度は、介護予防訪問介護相当サービス・支援計画表において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、第一号訪問サービス(介護予防訪問介護相当サービス)計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	サービス提供回数
訪問介護相当サービス11	1週間に1回程度
訪問介護相当サービス12	1週間に2回程度
訪問介護相当サービス13	1週間に2回を超えた場合

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防訪問介護相当サービス・支援計画表を踏まえた第一号訪問サービス(介護予防訪問介護相当サービス)計画に定めます。

☆ご家族分の調理、洗濯、利用者の居室以外の居室、庭等敷地の掃除及び預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

#### <利用料金> (契約書第9条参照)

利用料金は1か月ごとの定額制で次のとおりです。

支給区分	訪問介護相当サービス I	訪問介護相当サービス II	訪問介護相当サービス III
1. 利用料金	11,760 円 (1176)	23,490 円 (2349)	37,270 円 (3727)
2. うち、介護保険から 給付される金額	10,584 円	21,141 円	33,543 円
3. 自己負担額 (1-2)	1,176 円	2,349 円	3,727 円

※ ( ) は単位数。

☆初回加算 200 単位/月

新規に利用される場合や入院などにより2月以上利用がなかった場合には、利用開始(再開)した月内にサービス提供責任者が訪問介護を実施、又は訪問介護員等に同行した場合に料金に加算します。

☆利用者が事業対象者認定、要支援認定を受ける前に暫定期間プランで入る場合はサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。事業対象者認定、要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆犬山市は地域区分が「6級地」であるため、単位数に10.42円を乗じた金額が利用料金となります。

☆介護職員処遇改善加算(Ⅲ)として、毎月算定した総単位数に18.2%を加算します。

#### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第9条参照)

介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを利用者の要望により実施します。このサービスの利用料金は、介護保険の利用料金と同額とします。ただし、全額(10割)利用者の自己負担になります。

#### (3) 交通費 (契約書第9条参照)

犬山市以外の地域で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

○通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、訪問介護員が訪問するための交通費をいただきます。

(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)

・事業所の実施地域を超える地点から、1キロメートル 100円

#### (4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第9条参照)

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、書面で請求します。支

払いは原則として口座振替でお願いします。口座振替の方法については、別途で説明いたします。又口座振替が困難な方は、請求書を発行いたしますので月末までに犬山市社会福祉協議会へお支払いください。

(5) 利用の中止（契約書第10条参照）

○利用者の都合により、訪問介護相当サービスの利用を中止の場合はサービスの実施日の前日午後5時までに事業者申し出てください。その旨をケマネジャーに報告致します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及び家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止事項

利用者は「4.（1）介護保険の給付の対象となるサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護相当サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護相当サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為又は医療補助行為（痰吸引・経管栄養等）
- ②利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問介護相当サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 6. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

当事業所では、関係法令及び犬山市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

## 7. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 横井 史子・玉置 千鶴
- 受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで
- 電話 0568-62-2050

### (2) その他の苦情相談窓口

- 犬山市社会福祉協議会 電話 0568-62-2508
- 犬山市高齢者支援課 電話 0568-44-0325
- 愛知県国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165

## 8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、サービス提供中の訪問介護員が管理者に連絡を取り、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。緊急時の連絡先は以下の通りです。

- (1) 緊急連絡先 犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所 電話62-2050
- (2) 対応時間 平日 8:30~17:15

祝日、土、日 8:30~17:15 (電話が転送されます)

## 9. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：横井 史子
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを犬山市に通報します。

## 10. 掲示

当事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

また関係者に閲覧することにより規定による掲示に代えることができます。

### 11. 身体拘束等の禁止

(1) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。

(2) 当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 当事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次にあげる措置を講じます。

①身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

②身体拘束適正化のための指針の整備をしています。

③従業員に対して、身体拘束の適正化のための研修を実施しています。

### 12. 事業継続計画の策定等について

(1) 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (2) 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 3. 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ②事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。
  - ③事業所において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 事故発生時の対応

- (1) 訪問介護相当サービスの提供により事故があった場合、速やかにケアマネジャー、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対して、訪問介護相当サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 5. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	



令和 年 月 日

訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 犬山市社会福祉協議会指定介護予防訪問介護事業所  
犬山市社会福祉協議会  
会長 紀藤 秀夫 印

説明者 サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護相当サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）  
住所

氏名 印

契約者の代理人（契約者との関係）

住所

氏名 印

代理理由（）